

令和2年10月定期試験の実施について

令和2年10月定期試験の受験を予定される方においては、受験するにあたり以下の項目を遵守・ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・試験当日に体温の測定及び症状の有無を確認し、体調が優れない方（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱、発熱や咳などの風邪のような症状がある方）は受験を控えてください。

・試験開始前に検温を実施します。（全受験者）

検温の結果、体温が37.5度以上ある場合など、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる場合には職員の判断により、受験の辞退をお願いする場合があります。

- ・試験会場では、試験時間中を含めてマスクを着用するようにしてください。
ただし、写真照合の際には試験監督者の指示に従って、マスクを外していただきます。
- ・試験会場に入室する前には、石鹸を用いた手洗い又は消毒薬で消毒をおこなった上で入室してください。
- ・咳エチケットを励行してください。
- ・試験中のほか、試験会場では会話をしないでください。
- ・試験中及び休憩時間の室内換気の実施にご理解ください。
- ・試験後に、試験を受験した方の中から感染者が出た場合、症状の確認等で連絡を取らせていただくことがあります。

<試験を受験できなかった方へ>

令和2年10月定期試験の受験申請をした方のうち、下記(1)～(5)の事由により、試験科目の全部又は一部の試験を受験できなかった方は、受験できなかった理由を記載した理由書を提出して申出を行うことにより、添付書類一式の返却を受けることができます。

この場合において、返却された申請書類（海技士国家試験申請書を除く。）については、令和2年度中の海技士国家試験に限り有効なものとして使用することができます。なお、当該申出が認められた者については、次回の受験にかかる手数料（筆記試験・身体検査及び口述試験）のうち該当する部分については不要です。

- (1) 受験日の過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間が必要と発表されている国・地域等への渡航歴がある者
- (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、受験日までに治癒した旨の診断がない者

(3) 受験日において、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる症状（息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱、発熱や咳などの風邪のような症状）のある者

(4) 受験日において、新型コロナウイルス感染症に罹患、またはその疑いのある者と濃厚接触歴(※)がある者

※濃厚接触歴の例

- ・保健所から、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と認められた場合。
- ・厚生労働省が推奨している新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で、陽性者との接触が確認された場合。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患またはその疑いのある者と同一住所に居住している、あるいは長時間の接触（車内、航空機等を含む。）があった場合。

(5) 政府や地方自治体により緊急事態宣言や外出自粛要請が発令され、受験日において外出を控えなければならない者